

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則（平成23年3月18日規則第10号）

改正後	改正前
<p>(事業の一体性)</p> <p>第3条 条例第4条の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当していること。</p> <p>ア 開発事業に係る開発事業者が同一であること<u>（その代表者又は役員の前2分の1以上が同一である法人を含む。）</u>。</p> <p>イ 事業区域に係る土地所有者が同一であること<u>（土地所有者が一団の土地（土地の面積が500平方メートル以上のものに限る。）を分筆し、又は分割し、所有権を移転した場合であつて、当該土地の所有権の移転の日から1年を経過していないときを含む。）</u>。</p> <p>ウ 開発事業に係る工事施行者が同一であること<u>（その代表者又は役員の前2分の1以上が同一である法人を含む。）</u>。</p>	<p>(事業の一体性)</p> <p>第3条 条例第4条の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当していること。</p> <p>ア 開発事業に係る開発事業者が同一であること。</p> <p>イ 事業区域に係る土地所有者が同一であること。</p> <p>ウ 開発事業に係る工事施行者が同一であること。</p>
<p>(事前協議申請書の提出等)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規定による書面の提出は、事前協議申請書（別記様式第1号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>土地の全部事項証明書の写し</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(事前協議申請書の提出等)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規定による書面の提出は、事前協議申請書（別記様式第1号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>

改正後	改正前
<p>イ (略)</p> <p>ウ 条例第25条に規定する給水施設の<u>位置又は構造の変更</u></p> <p>エ 条例第26条本文に規定する消防水利の<u>位置又は構造の変更</u></p> <p>オ・カ (略)</p> <p>キ 条例第31条本文に規定する駐車場及び駐輪場の<u>位置又は構造の変更</u></p> <p>ク 条例第32条に規定する緑化に係る変更</p> <p>ケ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教育施設等の配置の基準)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、同項各号に掲げる施設を配置することとなったときは、次の各号に掲げる施設の種別に応じ、当該各号に定める基準により計画するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 小学校及び中学校 必要な学級数は必要人数を40人で除して得た数とし、敷地面積は別表第1に掲げる面積とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 条例第25条に規定する給水施設の変更</p> <p>エ 条例第26条本文に規定する消防水利の構造の変更で、<u>その規模が減少しないもの</u></p> <p>オ・カ (略)</p> <p>キ 条例第31条本文に規定する駐車場及び駐輪場の変更で、<u>その規模が減少しないもの</u></p> <p>ク 条例第32条に規定する緑化に係る変更で、<u>その規模が減少しないもの</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教育施設等の配置の基準)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、同項各号に掲げる施設を配置することとなったときは、次の各号に掲げる施設の種別に応じ、当該各号に定める基準により計画するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 小学校及び中学校 必要な学級数は必要人数を40人で除して得た数とし、敷地面積は別表第1に掲げる面積とする。</p> <p>3 (略)</p>